			事業報告書	
医療法人整	整理番号	<u></u>	一人0035	
報告期間		自	令和6年9月1日	
		至	令和7年8月31日	
1 事業報告書	書の概要	Ţ		
	(1)	名称	医療法人社団東和会サイノオ耳鼻咽喉科医院	院
		分類①	社団 (出資持分あり)	分類①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)につい
		分類②	その他	て、該当するものをリストから選択すること。(会計年度内に
			基金制度不採用	変更があった場合は変更後。)
	(2)	事務所の所在地が過れる。  お道府り		複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事
	,	市区町村		務所を記載すること。
				33771 CEG 444 9 G CC0
			3,372,342,3	
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3)	設立認可年月日	平成1年3月22日	
	(4)	設立登記年月日	平成1年3月27日	
	(5)	理事長の氏名 姓	道祖尾	
	(-)	名	直知	
		役員及び評議員の人数	5	理事長を含む人数を記載すること。
		役員及び評議員	記載はこちら	
2 事業の概要	5 7			
İ	(1-1)	本来業務(病院、診療所)	記載はこちら	
	` ,	本来業務(介護老人保健施設、介護医療院)	記載はこちら	
	(2)	附带業務	記載はこちら	
	(3)	収益業務	記載はこちら	
	(4)	- 水血素37 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事		
	,			
	(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医
	(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら	療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人係
	(7)	当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設	<u>記載はこちら</u>	健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、
				診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支え
				ないこと。
	(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	<u>記載はこちら</u>	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
	(9)	その他	記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又は
	,			リース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

# 様式1:1-(2)

	事業報告書						
1-(	1-(2) 従たる事務所の所在地						
	都道府県 市区町村		町名·番地	建物名			

様式1:1-(5)

	事業報告書						
1-(!	1-(5) 役員及び評議員						
	役職	姓	名	備考			
	理事	道祖尾	直知	サイノオ耳鼻咽喉科医院管理者			
	理事	常岡	万以子				
	理事	道祖尾	克久				
	理事	道祖尾	昌諒				
	監事	牧山	雄一郎				

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の 医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
  - 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は 介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを 記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
  - 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。 (医療法第46条の4第1項参照)

### 様式1:2-(1)

### 事業報告書

### 2-(1) 本来業務

(開設する病院、診療所 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

					許可病床数						
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
診療所	医療法人社団東和会サイノオ耳鼻咽喉科医院		4210161263	長崎県長崎市銅座町5番7号							

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
  - 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
  - 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

### 様式1:2-(1)

## 事業報告書

### 2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
  - 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
  - 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

# 様式1:2-(2)

	事業報告書						
2-	2-(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)						
	種類又は事業名 委託管理 実施場所 横考						

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

# 様式1:2-(3)

	事業報告書				
2-	(3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条	その3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる	業務)		
	種類	実施場所	備考		

### 様式1:2-(4)-(9)

	事業報告書						
2-(4) 当該会計年度内に社員	-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項						
日付	議決又は同意した事項						
令和6年10月24日	令和5年度決算の決定						
令和6年10月24日	理事・監事の選任の承認						
令和6年10月24日	社員及び役員就任の承認						
令和7年8月7日	令和7年度の事業計画及び収支予算の決定						

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(	i) 当該会計年度内に発行した医療機関債							
	発行総額	申込期間	(開始日)	利率	資金使途	償還方法	 - 医療機関債を引き受けた医療法人名	
	申込単位	申込期間	(終了日)	払込期日	貝並使述	償還期限	広原機関項で引き支がた区原広入石	
						ー 作に代えても差し支えない。		

<b>7</b> _	(6)	当該会計年度内に購入し	た医療機関係
۷-	(0)	コ設元計平及内に購入し	ノだけがほぼば1目

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、

これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、

かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間(開始日~終了日)	

#### 注

- 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
- 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2	-(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設					
	日付	開設(許可を含む)した主要な施設				

2-(	) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容							
- (		他の法律、通知等において指定された内容						
	注)全ての指定内容について記載	I しても差し支えない。						

2-(	9) その他	
	日付	記載事項
	注)当該会計年度内に行われた	工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。 (任意)

法人名	医療法人社団東和会サイノオ耳鼻咽喉科医院

所在地 長崎県長崎市銅座町5番7号

## ※医療法人整理番号 一人0035

### 貸借対照表

令和7年8月31日 現在

(単位:千円)

					(単位:十円)			
	資産の部			負債の部				
	科目	金額		科目	金額			
Ι	流動資産	45,384	I	流動負債	5,281			
II	固定資産	78,814	II	固定負債	26,156			
	1 有形固定資産	7,798		(うち医療機関債)	0			
	2 無形固定資産	486		負債合計	31,437			
	3 その他の資産	70,530		純資産の部				
	(うち保有医療機関債)	0		科目	金額			
			Ι	出資金	10,000			
			II	積立金	82,761			
				(うち代替基金)	0			
			Ш	評価·換算差額等	0			
				純資産合計	92,761			
	資産合計	124,198		負債·純資産合計	124,198			

<sup>(</sup>注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団東和会サイノオ耳鼻咽喉科医院

所在地 長崎県長崎市銅座町5番7号

医療法人整理番号 一人0035

損 益 計 算 書

自 令和6年9月1日 至 令和7年8月31日

(単位:千円)

		科目					金	額
I	事業損益							
А	、本来業務事業損益							
	1 事業収益							71,146
	2 事業費用							85,256
		本来業務事業損失						14,110
В	附带業務事業損益							
	1 事業収益							0
	2 事業費用							0
		附带業務事業利益						0
			事	業	損	失		14,110
П	事業外収益							5,832
Ш	事業外費用							0
			経	常	損	失		8,278
IV	特別利益							0
V	特別損失							296
			税	引前当	期純技	員 失		8,574
			法	人	税	等		131
			当	期	沌 損	失		8,705

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
  - 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

<b></b>						
法人名	医療法人社団東和会	ナイノオ耳鼻	<u> 咽喉科医院</u>		※医療法人整理番号	
所在地	長崎県長崎市銅座町5番	7号				
			産 目7年8月31	録 日現在)		
	1. 資	産	額		124, 198 千円	
	2. 負	債	額		31,437 千円	
	3. 純	資 産	額		92,761 千円	

(内 (単位:千円)

				区	分	金	額
A	流動	資	産				45, 384
В	固定	資	産				78, 814
C	資産	合	計		(A+B)		124, 198
D :	負債	合	計				31, 437
E	純 資	\$	産		(C-D)		92, 761

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物につい	いて、	該当する欄の□	]を塗りつ	つぶすこと。
土	地	(□ 法人所有	■ 賃借	□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建	物	(□ 法人所有	■ 賃借	□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

## 様式5

14	-	Ŀ	_
忉	Į	٦.	t

<u>法人名 医療法人社団東和会 サイノオ耳鼻咽喉科医院</u> 所在地 長崎県長崎市銅座町5番7 ※医療法人整理番号

# 関係事業者との取引の状況に関する報告書

### (1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者が代表 者である法人	和友商事制	長崎市西小島1丁目1 番1号		不動産賃貸		不動産の賃借	12, 181	地代家賃	12, 181

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

### (2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	道祖尾 直知	医師	当法人理事長	借入返済	4, 162	役員借入金	21, 509

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

### 監事監査報告書

医療法人東和会 サイノオ耳鼻咽喉科医院 理事長 道祖尾 直知 殿

私(注1)は、医療法人社団東和会 サイノオ耳鼻咽喉科医院の令和6会計年度(令和6年9月1日から令和7年8月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私(注1)は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、 重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告 を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、 貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書(注2)の監査を実施しま した。

記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和7年10月23日 医療法人社団東和会 サイノオ耳鼻咽喉科医院 監事 牧山 雄一郎

- (注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
- (注2)関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書(医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む)、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。